暮らしのお知らせ

あなたの声を聴かせてください

市長への手紙

「市長への手紙」は、市民の皆さんの市政に対する提言・要望・意見などを幅広く聴いて、今後の市政に反映するための制度です。

寄せられた意見は、市長が直接目を通し、回答を希望する人には、書面またはEメールで回答します。回答には、1カ月程度の期間がかかります。

寄せられた意見の内容によっては、市の回答と併せて、広報なりたなどに無記名で掲載する場合があります。

なお、市政と関係のない内容や個人・団体を誹謗(ひぼう)中傷する内容、政治・営業・宗教活動、選挙運動に関する内容は受け付けません。また「市長への手紙」として取り扱うことが適切でないと認められるものや、趣旨が不明確なものは回答できません。回答を希望する場合は、住所・氏名・電話番号を忘れずに書いてください。

市長への手紙

市役所や下総・大栄支所、公民館などの市の施設に専用の用紙(受取人払い)が置いてあります。

専用の用紙以外を利用する場合は「市長への手紙」と書いて、切手を貼って送ってください。

市長へのFAX

市内からは次の番号に送信してください。送信料はかかりません(コンビニエンスストアからは有料となる場合があります)。

☎0120-860-279(ハロー でつなぐ)

市外からは次の番号に送信してください。送信料がかかります。

FAX0476-24-1086

市長への電子メール

市ホームページ内の「市長への電子メール」(https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page30210 0.html)から送信できます。

また、Eメール(nrtsodan@city.narita.chiba.jp)も利用できます。あらかじめ、このアドレスからのEメールを受信できるように設定してください。

道路・公園の損傷などについては連絡フォームから

市が管理する道路や公園の損傷などについては、連絡フォームから通報できます。

道路損傷等連絡フォーム=https://logoform.jp/f/PhvIh

公園損傷等連絡フォーム=https://logoform.jp/f/ZCDKu

早急な対応が必要な場合は、道路については道路管理課(市役所5階☎20-1551)、公園については公園緑地課(市役所5階☎20-1562)に連絡してください。

※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20-1507)へ。

意見の提出ができます

成田都市計画案の縦覧

縦覧期間=5月21日㈫～6月4日㈫

意見書の提出方法=縦覧期間内(当日消印有効)に縦覧場所にある意見書を直接または郵送で都市計画課(市役所5階〒286-8585 花崎町760)へ

下福田地区地区計画

縦覧場所=都市計画課

内容=地区計画の決定(市決定)

問い合わせ先=同課(☎20-1560)

北千葉道路

縦覧場所=都市計画課、県都市計画課(県庁中庁舎7階)

内容=押畑から大山までの北千葉道路Ⅱ期区間に関する都市計画道路の変更(県決定)

問い合わせ先=県都市計画課(☎043-223-3376)

※くわしくは各問い合わせ先へ。

委託業者が無料で交換

水道メーター

水道メーターの有効期間は、計量法で8年以内と定められています。市では、有効期間が満了を迎える家庭や事業所などの水道メーターを順次交換しています。対象者には事前に連絡し、交換作業は市が委託した事業者が無料で行います。作業員は市発行の身分証明書を携帯しています。

※くわしくは水道部工務課(☎22-0269)へ。

安全に努めて実施します

イノシシの捕獲

県では、農作物に被害を及ぼすイノシシの捕獲を6～11月に実施します。捕獲には、わなを使用します。わなの周辺には注意看板を設置しますので、近づかないようにしてください。

※くわしくは県自然保護課(☎043-223-2936)へ。

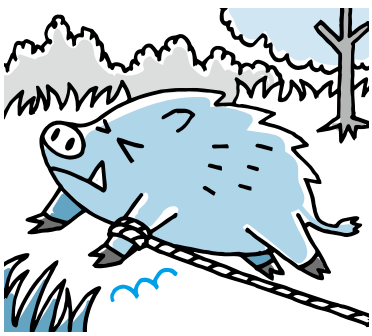

気軽に相談してください

人権擁護委員 行政相談委員

毎年6月1日は、人権擁護委員の日です。

人権擁護委員は、女性・子ども・高齢者・障がい者・性的少数者などを巡る人権問題などの相談に応じます。

行政相談委員は、行政に対する意見や要望を聞き、それについての助言や関係機関への通知などの活動をしています。

市では、法務大臣・総務大臣から委嘱された人権擁護委員・行政相談委員による「もめごと・なやみごと・苦情相談(人権・行政相談)」を実施しています。

秘密は厳守されるので、気軽に相談してください。

日程などは「困りごと・悩みごと相談室」(9ページ)で確認してください。各委員は次の通りです(50音順・敬称略)。

人権擁護委員

石井富美江、岩澤美由紀、江波戸秀記、北﨑和惠、齊藤利明、佐久間美奈子、佐々木英夫、根本欣治、野村豊、藤井大介、宮田幸世、村嶋隆美、諸岡由吏子

行政相談委員

大木孝男、加瀬京子、深山芳文

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。

梅雨に備えた準備を

道路側溝の清掃

落ち葉などが道路側溝に堆積し集水桝が詰まると、雨水などが道路上にあふれ、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

梅雨に備え、自宅周辺の道路側溝の清掃にご協力をお願いします。

※くわしくは道路管理課(☎20-1551)へ。

事前に相談してください

創業支援補助金

市では、創業に必要な経費の一部を補助しています。

交付決定される前の費用は対象外です。

対象者＝創業前または創業から6カ月以内の個人・法人(成田商工会議所・成田市東商工会からの推薦が必要)

対象となる費用＝創業に必要な官公庁への申請書類作成に関する経費、店舗等借入費、設備費、工事費、広告費

対象期間＝補助金の交付申請年度内で、創業の日から6カ月以内

補助額＝対象となる費用の2分の1(上限50万円)

創業に関する相談は

事業計画作成・販路開拓・資金調達などの創業全般に関する相談は成田商工会議所・成田市東商工会で受け付けています。

※くわしくは商工振興企業立地課(☎20-1622)へ。

期限までに支払いを

自動車税

自動車税(種別割)の納期限は5月31日㈮です。

地方税お支払サイト(https://www.payment.eltax.lta.go.jp)からのクレジットカード払い・口座振替などのほか、スマートフォン決済アプリも利用できます。

詳細は納税通知書に同封のしおりで確認してください。

※くわしくは佐倉県税事務所(☎043-483-1150)へ。

市内の施設が無料に

県民の日

対象施設と問い合わせ先

①重兵衛スポーツフィールド中台体育館(トレーニング室・卓球室・剣道場・柔道場・弓道場)…☎26-7251(第1月曜日は休館)

②大栄B&G海洋センター(プール)…☎73-5110(月曜日は休館)

③坂田ケ池総合公園(キャンプ場)…☎29-1161

日時＝6月15日㈯午前9時～午後9時(②は午後5時まで、③は14日㈮午後4時～16日㈰午前9時)

利用方法＝①②は当日直接施設へ(個人利用のみ)、③は事前に予約

※くわしくは各問い合わせ先へ。

休止します

コンビニ交付サービス

機器点検のため、6月2日㈰午後11時～4日㈫午前6時30分は、住民票や戸籍謄(抄)本、税務証明書などのコンビニ交付サービスを休止します。

※くわしくは、税務証明書については市民税課(☎20-1513)、そのほかについては市民課(☎20-1525)へ。

市長日誌

市長日誌は市ホームページでも公開しています

4月16日㈫～30日㈫

16日	平和啓発推進協議会総会
17日	優良建設工事表彰式
19日	佐倉人権擁護委員協議会第二部会総会
20日	成田太鼓祭開幕式 沖縄国際映画祭(～21日)
23日	第82期名人戦第2局立ち会い
24日	千葉県市長会定例会
26日	千葉県長沼水害予防組合組合会
27日	NARITAスポーツツーリズムフェス
28日	北総地区少年野球大会 成田山車まつり開会式
30日	印旛地区水防管理団体連合会総会

成田山車まつり開会式で(28日)

今月の納期限

5月31日㈮

軽自動車税

※くわしくは納税課(☎20-1519)へ。

6月3日から受け付け

市営住宅の入居者募集

市では、市営住宅の入居者を次の通り募集します。

申し込み資格＝次の要件を全て満たす人

○住宅に困っている
○6カ月以上続けて、市内に居住しているか勤務先がある
○同居しようとする親族がいる（高齢者などは単身で入居できる場合あり）
○市税を滞納していない
○緊急連絡先がある（連帯保証人は不要）
○申込者・同居しようとする親族が暴力団員ではない

一般市営住宅
○所定の方法で算出した世帯の所得月額が15万8、000円以下（高齢者・障がい者・小学校就学前の子がいる世帯などは21万4、000円以下）

地域優良賃貸住宅
○高齢者・障がい者等世帯、18歳未満の子がいる世帯のいずれかである
○所定の方法で算出した世帯の所得月額が21万4、000円以下

入居期間＝地域優良賃貸住宅のみ3年間（期間満了時に申し込み資格に該当する場合は再契約可）

家賃＝希望する住宅や世帯の所得額によって異なる

申込書配布場所＝建築住宅課（市役所5階）、下総・大栄支所

申し込み方法＝事前に直接または電話で同課（☎20-1564）に予約してから、6月3日(月)～17日(月)に申込書を同課へ

※**くわしくは同課へ。**

団地名（住所）	募集戸数（階数）	間取り	入居人数
一般市営住宅			
北囲護台団地（囲護台1385-1）	1戸（4階）	3DK（7.5、6、6畳）	2人以上
	2戸（4、5階）	3DK（6.5、6、4.5畳）	2人以上
南囲護台団地（囲護台1254-2）	2戸（2、3階）	1DK（6畳）	単身可
	1戸（3階）	2DK（6、6畳）	2人以上
中囲護台団地（囲護台2-3-1）	1戸（3階）	3DK（6、6、6畳）	2人以上
吾妻南団地（吾妻2-1-1）	1戸（3階）	1K（6畳）	単身可
橋賀台団地（橋賀台3-1）	1戸（3階）	3DK（6、6、3畳）	2人以上
地域優良賃貸住宅			
加良部住宅（加良部3-17-1）	1戸（2階）	2LDK（6、4.5畳）	2人以上

変更認可に伴う縦覧

成田都市計画下水道計画

都市計画事業の変更図書の送付を受けたので縦覧を行います。

場所＝下水道課（市役所5階）

内容＝下水道事業成田市第1号公共下水道

※**くわしくは同課（☎20-1553）へ。**

伸び過ぎた枝は危険です

樹木の剪定

樹木の枝が敷地から道路上へ張り出していることがあります。

車道や歩道へ伸びた枝は道幅を狭くするなど、車や自転車、歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

地域の安全のためにも、所有者は枝の剪定（せんてい）や垣根の刈り込みをするなど、適切に管理してください。

※**くわしくは道路管理課（☎20-1551）へ。**

土地の適正管理が大切です

不法投棄防止

不法投棄は管理の行き届いていない土地や人目に付きにくい土地で発生する傾向があります。

不法投棄された場合は、土地の所有者や管理者が対応することになりますので、不法投棄されないよう防止柵の設置や定期的な見回り、草刈りなどに努めてください。

また、市では廃棄物不法投棄監視員や環境保全指導員などによる巡回、夜間パトロール、監視カメラの設置を行っています。

道路脇などに不法投棄物を発見した時は、速やかに環境対策課（☎20-1532）へ連絡してください。投棄物を確認・調査して対応します。

なお、区長や廃棄物不法投棄監視員からの申し出があれば、不法投棄禁止看板を無料で配布します。

※**くわしくは同課へ。**

災害・各種情報を提供する「なりたメール配信サービス」へ登録を

屋外の防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合や、外出している場合などでもメールで情報を受け取ることができます。登録は無料です。

配信内容＝防災行政無線で放送する防災・消防・防犯情報など

対応言語＝日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語

登録方法＝右下のQRコードを読み取るか、登録用アドレス（t-narita@sg-p.jp）に空メールを送信して登録する

※防災行政無線の放送内容は防災行政無線テレホンサービス（☎0120-38-3898）でも確認できます。くわしくは危機管理課（☎20-1523）へ。

なりたメール配信サービス